

2018年度 法科大学院

第3期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 30分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の目的の価額が百四十万円を超える請求に係る訴訟の第一審の管轄は、地方裁判所に専属する。
2. 不法行為に関する訴えは、不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる。
3. 訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合を除き、当事者は、合意により第一審の管轄裁判所を定めることができる。
4. 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

問2 訴訟能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 成年被後見人は、法定代理人によらなければ、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることができない。
2. 独立して法律行為をすることができる未成年者は、法定代理人によらずに、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることができる。
3. 被保佐人は、保佐人の同意を得ることなく、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることができる。
4. 訴訟行為をすることにつき補助人の同意を得ることを要する被補助人は、補助人の同意を得なければ、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることができない。

問3 訴訟参加及び訴訟告知に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の目的の全部が自己の権利であることを主張する第三者は、その訴訟の原告又は被告を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。
2. 訴訟の目的がその訴訟の原告又は被告及び第三者について合一にのみ確定すべき場合には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。
3. 訴訟参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。
4. 原告及び被告は、訴訟の係属中、参加することができる第三者にその訴訟の告知をしなければならない。

問4 訴訟記録の閲覧及び謄写に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 原則として、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。
2. 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者に限り、閲覧を請求することができる。
3. 原則として、当事者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写を請求することができる。
4. 訴訟記録の謄写の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

問5 期日の指定及び変更に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。
2. 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。
3. 口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、原則として、当事者の合意がある場合に限り許す。
4. 弁論準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

問6 訴状に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴状に「当事者」が記載されていない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
2. 当事者が訴訟無能力者である場合において、訴状にその当事者の「法定代理人」が記載されていないときには、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
3. 当事者が法人である場合において、訴状にその当事者の「代表者」が記載されていないときには、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
4. 当事者が訴訟代理人を選任している場合において、訴状にその「訴訟代理人」が記載されていないときには、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

問7 積明権及び積明処分に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。
2. 裁判長が、口頭弁論の期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、攻撃又は防御の方法に重要な変更を生じ得る事項について、当事者に対して問いを発し、又は立証を促したときは、その内容を相手方に通知しなければならない。
3. 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、当事者本人に対し、口頭弁論の期日に出頭することを命ずることができる。
4. 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、第三者を口頭弁論の期日に出頭させたうえ、証人として尋問することができる。

問8 争点及び証拠の整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 準備的口頭弁論は、利害関係を疎明した第三者に限り、傍聴することができる。
2. 弁論準備手続において、裁判所は、当事者に準備書面を提出させることができる。
3. 当事者が期日に出頭しないときは、裁判所は、弁論準備手続を終了することができる。
4. 書面による準備手続は、高等裁判所においては、受命裁判官にこれを行わせることができる。

問9 証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実、証明することを要しない。
2. 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
3. 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においては、することができない。
4. 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。

問10 仮執行の宣言に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない。

2. 裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を立てて仮執行を免れることができることを宣言することができる。
3. 仮執行の宣言は、判決の主文に掲げなければならない。
4. 仮執行の宣言の申立てについて裁判をしなかったとき、又は職権で仮執行の宣言をすべき場合においてこれをしなかったときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、補充の決定をする。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 職務質問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 警察官は、何らかの犯罪を犯し、あるいは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者などを停止させて質問することができる。
2. 警察官は、その場で職務質問をすることが本人に対して不利であり、または交通の妨害になると認められる場合には、その者に附近の警察署等に同行することを求めることができる。
3. 最高裁判所の判例によれば、職務質問は任意処分であるから、警察官が対象者を停止させるために、例えば肩に手をかけるなどの有形力の行使をすることは一切許されない。
4. 最高裁判所の判例は、所持品検査を職務質問に付随するものとして許容する余地を認めている。

問2 任意捜査と強制捜査に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、おとり捜査は、刑訴法 197 条 1 項に基づく任意捜査として許容される場合がある。
2. 最高裁判所の判例によれば、荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、外部から X 線を照射して内容物の射影を観察することは、得られる情報が射影にとどまるから、強制処分には当たらない。
3. 最高裁判所の判例によれば、GPS（全地球測位システム）端末（発信機）を被疑者等の使用する自動車の外部に承諾なく装着し、携帯電話機などを使って対象車両の時々刻々の位置情報を把握すべく行われる GPS 捜査は、強制の処分に当たる。
4. 最高裁判所の判例によれば、電話の通話内容を通話当事者双方の同意を得ずに傍受すること（電話傍受）は、通信の秘密を侵害し、ひいては個人のプライバシーを侵害する強制処分である。

問3 取調べに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者の取調べに際しては、捜査機関は、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨（供述拒否権）を告げなければならない。

2. 被疑者以外の者の取調べに際しては、捜査機関は、供述拒否権を告知する必要はない。
3. 被疑者が供述したときは、捜査機関はその供述を調書に録取し、これを読み聞かせるなどして、誤がないかを問わなければならない。
4. 被疑者が、調書に誤りがないことを申し立てたときは、捜査機関は、署名押印を求めることができ、被疑者はこれに応じなければならない。

問4 逮捕に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 逮捕は、原則として、あらかじめ裁判官の発する令状（逮捕状）を得て行わなければならないが、現行犯人については、例外的に、まず逮捕し、その後直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をすればよい。
2. 逮捕状は発付されているが所持していないためこれを示すことができない場合において急速を要するときは、被疑者に対し被疑事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、逮捕することができる。
3. 私人が現行犯人を逮捕したときは、被疑者が身体を拘束された時から48時間以内にこれを検察官または司法警察職員に引き渡さなければならない。
4. 検察事務官および司法巡査は、通常逮捕、緊急逮捕いずれの場合も、逮捕することはできるが、逮捕状の請求をすることはできない。

問5 捜索・差押えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜査機関が被疑者以外の者の住居について捜索をすることができるのは、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限られる。
2. 最高裁判所の判例によれば、捜索差押許可状に明示されていない物の差押えが禁止されるばかりでなく、捜査機関が専ら別罪の証拠に利用する目的で捜索差押許可状に明示された物を差し押さえることも禁止される。
3. 最高裁判所の判例によれば、捜索差押許可状により差し押さえようとするパソコン、フロッピーディスク等の中に被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性が認められる場合において、そのような情報が実際に記録されているかをその場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときは、内容を確認することなしに差し押さえることが許される。
4. 最高裁判所の判例によれば、捜査機関が、捜索場所を被疑者方居室等とする捜索差押許可状に基づき捜索を開始した後に、宅配便の配達員によって被疑者あてに配達され、被疑者が受領した荷物について、同許可状に基づき捜索することはできない。

問6 公判前整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、裁判員裁判の対象事件については、第1回の公判期日前に公判前整理手続に付さなければならない。
2. 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がいなければ手続を行うことができない。
3. 被告人は、裁判所の求めがなければ、公判前整理手続期日に出頭することができない。
4. 公判前整理手続に付された事件については、検察官および被告人または弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかったものを除き、当該公判前整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない。

問7 訴因の変更に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴因の変更は、公訴事実の同一性を害しない限度においてすることができる。
2. 最高裁裁判所の判例によれば、両訴因に事実上の共通性があり、両立しない関係にある場合、基本的事実関係において同一であるとして、公訴事実の同一性が認められている。
3. 最高裁裁判所の判例によれば、殺人未遂の訴因に対し、傷害を認定する場合には、訴因変更が必要である。
4. 最高裁裁判所の判例によれば、検察官が裁判所の訴因変更命令（刑訴法312条2項）に従わない場合に、訴因変更命令により訴因が変更されたものとする効力（形成力）を認めることはできない。

問8 補強証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 最高裁の判例によれば、補強法則を定めた憲法38条3項の「本人の自白」には、公判廷における被告人の自白を含まない。
2. 最高裁の判例によれば、補強証拠は、自白にかかる犯罪構成事実の全部にわたってもれなくこれを裏付けするものである必要はなく、自白にかかる事実の真实性を保障し得るものであれば足りる。
3. 最高裁の判例によれば、道交法の無免許運転の罪に置いては、運転行為については自白のほかに補強証拠の存在することが必要であるが、運転免許を受けていなかったという事実については、補強証拠は必要でない。
4. 最高裁の判例によれば、被告人の自白がない場合に、共犯者の自白を証拠として被告人を有罪としても、憲法38条3項に違反しない。

問9 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 伝聞法則は、供述証拠が、人の知覚、記憶、表現（叙述）の各過程で誤りが入る恐れがあることを前提としたものである。
2. 「Aが「この前の放火事件の犯人はXだ」と言うのを聞いた」というBの証言を、犯人がXであることを証明するために用いる場合は伝聞証拠であるが、AのXに対する名誉棄損を立証するために用いる場合には伝聞証拠ではない。
3. 被告人の供述調書については、検察官に対するものと警察官に対するもので、伝聞例外としての根拠規定が異なる。
4. 供述書、供述録取書等に含まれる伝聞供述（再伝聞）については、刑訴法は規定を置いていないが、伝聞の供述についての刑訴法324条の準用を許してよいとするのが判例・通説である。

問10 違法収集証拠排除法則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、違法収集証拠排除の基準は、令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないことである。
2. 違法収集証拠として証拠能力がないとされた証拠（第1次証拠）に基づいて収集された第2次証拠（派生証拠）は、やはり証拠能力が否定される。
3. 違法収集証拠であっても、被告人が証拠とすることに同意したときは、違法の程度にかかわらず証拠能力を認めてよいと解されている。
4. 違法収集証拠排除法則は証拠物に関するものであって、供述証拠を収集する手続に違法がある場合に適用する余地はないと解されている。

（解答は全て解答用紙に記入すること）